

株主各位

愛知県西尾市港町6番地6
 中日本铸工株式会社
取締役社長 鳥居祥雄

第108回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第108回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時

2. 場 所 愛知県西尾市港町6番地6
当社本社事務所二階会議室

3. 目的事項

報告事項 第108期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役2名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際はお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nakachuko.co.jp>) に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景として雇用環境の改善、設備投資や個人消費の伸びなどが見られ、国内景気は緩やかながら回復基調で推移しました。海外経済におきましては、米国の保護主義的な通商政策の長期化、中国経済の減速による企業業績への影響が懸念されるなど、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

鋳造業界をとりまく経営環境は、産業機械関連向け需要及び自動車向け需要が好調に推移しましたが、主原料である鉄スクラップ価格に加え、エネルギー価格、鋳物副資材価格などが高騰しており、全体的にはまだ厳しい状況にあります。

このような状況下、営業活動におきましては受注拡大に向けて、新規顧客の開拓及び既存客先への積極的な提案営業活動を推進してまいりました。生産活動におきましては、品質向上活動、生産性向上活動等の改善実施を行うとともに、徹底した原価低減活動による製造諸経費の削減を行い収益改善に努めました。それらの結果、当社の売上高は、5,353百万円と前事業年度に比べ739百万円、率にして16.0%の増加となりました。利益面につきましては、76百万円（前事業年度は258百万円）の経常利益を計上することとなりました。また、当期純利益につきましては、投資有価証券売却益113百万円等の計上により109百万円（前事業年度は363百万円）となりました。

事業セグメント別売上高

(単位 千円)

区分	前事業年度		当事業年度		前期比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
鉄物事業	自動車部品	2,289,116	49.6%	2,384,670	44.5%	95,554 4.2%
	油圧部品	1,754,632	38.0	2,419,191	45.2	664,558 37.9
	汎用エンジン部品	23,109	0.5	173	0.0	△22,935 △99.3
	電機部品	10,573	0.2	11,449	0.2	875 8.3
	ポンプ部品他	537,284	11.7	538,447	10.1	1,163 0.2
計		4,614,716	100.0	5,353,931	100.0	739,215 16.0

(2) 設備投資等の状況

当事業年度は、加工機械・鋳造機械109百万円、建物・構築物77百万円、および金型・治工具9百万円など総額196百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当事業年度は、設備資金および借換用資金として金融機関より1,100百万円の借入を実施いたしました。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2018年4月1日を効力発生日として、株式会社共栄鋳造所より銑鉄鋳物製造に係る事業を譲り受けました。

(5) 財産および損益の状況

(単位 千円)

区分	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期 (当事業年度)
売上高	3,455,575	3,998,441	4,614,716	5,353,931
当期純利益	179,285	338,300	363,229	109,165
1株当たり当期純利益	9円46銭	17円87銭	191円91銭	57円70銭
総資産	6,476,573	7,289,745	8,171,448	8,062,474
純資産	3,048,457	3,518,776	3,951,988	3,646,656

(注)2018年3月期の1株当たり当期純利益につきましては、2017年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行なわれたと仮定して算出しております。

(6) 対処すべき課題

銑鉄鋳物業界の経営環境は、依然として厳しい状況が続いております。当社におきましても主要取引先である自動車、産業機械関連業界の海外シフトによる減産が懸念され、加えて鋳物原材料、副資材、エネルギー価格の高騰により事業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

このような厳しい経営環境のなか、当社は営業活動におきましては、既存取引先の受注拡大および新規取引先の開拓のための提案営業活動をより一層推進するとともに、製造活動におきましては、生産工程全般の改善活動による生産性・品質向上に全力を傾注し、収益力の改善に努めてまいります。また、事業譲受けによる効果を早期に享受できる施策を講じてまいります。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

事 業 部 門	事 業 内 容
鋳物事業	自動車・油圧部品等の鋳物部品製造・加工・組立

(9) 主要な営業所および工場

本社・本社工場 愛知県西尾市

吉良工場 愛知県西尾市

碧南工場 愛知県碧南市

(10) 従業員の状況

従 業 員 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減
139名	36名増

(注) 上記従業員には、使用人兼務役員および臨時従業員（パートタイマー、嘱託および派遣社員）11名は含まれておりません。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
西 尾 信 用 金 庫	979,101千円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	608,579千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 5,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,891,595株 (自己株式19,405株を除く。)

(3) 株主数 1,595名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名		持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社	大 西 屋	411 千株	21.7 %
株 式 会 社	マ キ タ	110	5.8
阪 部 工 業 株 式 会 社		96	5.1
西 尾 信 用 金 庫		84	4.5
篠 原 寛		73	3.9
加 藤 俊	哉	57	3.0
高 須	孝	52	2.8
中 鑄 工 投 資 会		51	2.7
中 日 本 鑄 工 従 業 員 持 株 会		34	1.8
加 藤 周	子	31	1.7

(注) 持株比率は、自己株式(19,405株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)	鳥居祥雄	
専務取締役	鳥居良彦	本社工場担当
常務取締役	加藤俊哉	吉良工場担当
取締役	早川潔	総務部長
取締役	高松修	碧南工場長
取締役	齋藤勝廣	
常勤監査役	新井宗裕	
監査役	都築勝久	
監査役	岡田雅彦	岡田税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役齋藤勝廣氏は、社外取締役であります。
2. 監査役都築勝久氏ならびに岡田雅彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役都築勝久氏は、金融機関業務での豊富な経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役岡田雅彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、岡田雅彦氏は名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役岡田雅彦氏の兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 6名 58百万円（うち社外取締役 1名 3百万円）

監査役 3名 9百万円（うち社外監査役 2名 1百万円）

（注） 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 報酬額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額9百万円（取締役分9百万円（うち社外取締役0百万円）、監査役分0百万円（うち社外監査役0百万円））が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	齋藤 勝廣	当事業年度開催の取締役会のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験と高い見識および製造業の経験・見地から適切な助言・提言を行っております。
監査役	都築 勝久	当事業年度開催の取締役会および監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、金融機関業務での豊富な経験から財務・会計に関しての助言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	岡田 雅彦	当事業年度開催の取締役会および監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、税理士としての専門的見地から、特に会計・税務に関しての助言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

かがやき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に
係る報酬等の合計額 23百万円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
23百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会社法監査および金融商品取引法監査に明確に区別できいため、その合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会（社外弁護士を含む）」を設置し、コンプライアンスの推進・浸透を図る体制としております。コンプライアンスの推進については、企業理念に基づく「社員の行動規範」を制定し、全役職員がそれぞれの立場で、公正で高い倫理観に基づき業務の執行にあたり、社会に信頼される経営体制の確立に努めております。コンプライアンス委員会の実務組織として、社内の各部門毎に配置したコンプライアンス推進委員で構成したコンプライアンス推進委員会を適時開催し、教育・研修・情報交換を行うとともに浸透状況や重要課題については、コンプライアンス委員会に提言する体制としております。また、社内および社外の通報・相談・問合わせシステムとして「コンプライアンス相談窓口」を設け、企業活動の健全性と適合を確保しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る記録や文書、その他重要な情報の保存および管理は、文書規定等の社内規定を定め適切に管理しております。

- ③ 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

安全、品質、情報、コンプライアンス違反等を認識し、個々のリスクについての担当部門を定め、必要に応じて委員会やプロジェクトを設置し、当該リスクに関する事項を管理しております。また、担当部門は、そのリスクの拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催することとしております。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定等により、各組織単位の職務権限を定め、効率的な職務の執行を行っております。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて、監査役補助者を置くこととし、その評価は監査役が行い、任命、解任、異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保しております。

- ⑥ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社の業務または業績に重要な影響を及ぼす事項、コンプライアンス相談窓口への通報状況およびその内容を速やかに監査役に報告するものとしております。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。

なお、監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図ることとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、コンプライアンス規程に基づき「社員の行動規範」の徹底を図っております。全体朝礼が行われる際に取締役社長をはじめとする経営陣幹部が直接説明を行い、社員全員の意識の徹底を図りました。また、内部通報規程を制定し、内部統制室長を窓口とする内部通報制度を整備してコンプライアンスの実効性向上に努めております。リスク管理体制につきましても、リスク管理規程に基づき年に一回、リスクチェックリスト、リスク対策表、不正チェックリストを用いてリスク評価を行い、取締役会において報告・審議を行いました。くわえて、内部統制室が財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全体的な内部統制の状況および業務プロセスの適正性のモニタリングを実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,293,585	流動負債	2,135,209
現金及び預金	729,220	支 払 手 形	548,160
受取手形	172,629	買 掛 金	289,453
売 掛 金	762,552	1年内返済予定長期借入金	969,320
電子記録債権	1,307,240	未 払 金	49,495
商 品	17,335	未 払 費 用	177,494
製 品	45,620	未払法人税等	13,623
仕 掛 品	179,015	未払消費税等	18,256
原 材 料	29,198	預 り 金	3,875
貯 藏 品	22,866	前 受 収 益	3,718
前 払 費 用	11,243	賞 与 引 当 金	59,012
そ の 他	16,862	設備関係支払手形	2,798
貸倒引当金	△200		
		固定負債	2,280,608
固定資産	4,768,888	長 期 借 入 金	2,076,344
有形固定資産	1,985,176	繰延税金負債	68,972
建 物	735,170	役員退職慰労引当金	108,897
構 築 物	53,155	資産除去債務	16,879
機械及び装置	364,561	預り保証金	9,514
車輌及び運搬具	2,625		
工具器具及び備品	8,102		
土 地	755,439	負 債 合 計	4,415,818
建設仮勘定	66,123		
無形固定資産	4,893		
ソフツウェア	2,504	(純資産の部)	
の れ ん	2,389	株主資本	3,580,420
そ の 他	0	資本金	1,437,050
投資その他の資産	2,778,818	資本剰余金	965,788
投資有価証券	2,273,390	資本準備金	965,788
出 資 金	3,730	利益剰余金	1,192,532
長期前払費用	3,824	利 益 準 備 金	67,700
保 険 積 立 金	52,734	その他利益剰余金	1,124,832
前払年金費用	163,176	繰越利益剰余金	1,124,832
売 電 資 産	281,962	自 己 株 式	△14,951
そ の 他	0		
		評価・換算差額等	66,236
		その他有価証券評価差額金	66,236
		純資産合計	3,646,656
資 产 合 计	8,062,474	負債及び純資産合計	8,062,474

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日)
至 2019年3月31日)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		5,353,931
売上原価		4,801,283
売 上 総 利 益		552,647
販売費及び一般管理費		632,269
營 業 損 失		79,622
営業外収益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	55,862	
固 定 資 産 貸 貸 料	48,540	
売 電 収 入	90,277	
そ の 他	21,235	215,916
営業外費用		
支 払 利 息	8,997	
固 定 資 産 貸 貸 費 用	6,763	
売 電 原 価	43,135	
そ の 他	717	59,613
経 常 利 益		76,680
特別利益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	113,064	113,064
特別損失		
固 定 資 産 処 分 損	1,381	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,996	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	22,511	25,888
税 引 前 当 期 純 利 益		163,855
法人税・住民税及び事業税		30,985
法 人 税 等 調 整 額		23,704
当 期 純 利 益		109,165

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
至 2019年3月31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2018年4月1日残高	1,437,050	965,788	965,788
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計			
2019年3月31日残高	1,437,050	965,788	965,788

(単位 千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
		利 益 準 備 金	その他の利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2018年4月1日残高	67,700	1,072,430	1,140,130	△14,486
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△56,763	△56,763	△56,763
当期純利益		109,165	109,165	109,165
自己株式の取得				△465
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				△465
事業年度中の変動額合計		52,402	52,402	△465
2019年3月31日残高	67,700	1,124,832	1,192,532	△14,951

(単位 千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2018年4月1日残高	423,505	423,505	3,951,988
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△56,763
当期純利益			109,165
自己株式の取得			△465
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△357,269	△357,269	△357,269
事業年度中の変動額合計	△357,269	△357,269	△305,332
2019年3月31日残高	66,236	66,236	3,646,656

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

(1) 資産の評価基準および評価方法

(i) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

①時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

②時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(ii) たな卸資産の評価基準および評価方法

①製品・仕掛品

総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②商品・原材料・貯蔵品

月次移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一基準によっております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③長期前払費用

均等償却によっております。

償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額による退職給付債務から年金資産額を控除した金額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務の額を超過しているため、前払年金費用を投資その他の資産に計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税および地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成30年法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,978,658千円

(2) 担保に供している資産

建	物	34,968千円
---	---	----------

土	地	22,681千円
---	---	----------

1年内返済予定長期借入金53,650千円、長期借入金95,860千円の担保として上記のとおり提供しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数
 普通株式 1,911,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数
 普通株式 19,405株
- (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
①配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
 113,511千円（うち基準日が当該事業年度中のもの
 で当該事業年度の末日後に行う剰余金の配
 当額56,747千円）
- ②配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の
帳簿価額の総額
 該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

固定資産減価償却費	3,017千円
一括償却資産	8,618
賞与引当金	17,762
役員退職慰労引当金	32,778
棚卸資産評価損	7,471
減損損失	2,255
資産除去債務	5,080
税務上の繰越欠損金	8,666
その他	9,413
繰延税金資産小計	95,064
評価性引当額	△86,398
繰延税金資産合計	8,666

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△28,522
前払年金費用	△49,116
繰延税金負債合計	△77,638
繰延税金負債純額	△68,972

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、主に鋳物製品の製造事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理によってリスクの低減を図っております。また投資有価証券は、主に業務に関連する株式であります。一部の市場の価格の変動リスクに晒される上場株式については、定期的に時価の把握及び財務状況を把握しております。借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適正に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。営業債務の支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位 千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額(*)
①現金及び預金	729,220	729,220	—
②受取手形、売掛金及び電子記録債権	2,242,423	2,242,423	—
③投資有価証券	2,273,390	2,273,390	—
④支払手形及び買掛金	(837,614)	(837,614)	—
⑤長期借入金（1年以内返済予定含む）	(3,045,664)	(3,052,891)	(△7,227)

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、並びに②受取手形、売掛金及び電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、主として取引所の価格によっております。なお、有価証券は、その他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位 千円)

		貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	株式	907, 468	445, 506	461, 961
	その他	—	—	—
	小計	907, 468	445, 506	461, 961
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	株式	1, 330, 857	1, 697, 612	△366, 755
	その他	19, 712	21, 779	△2, 067
	小計	1, 350, 569	1, 719, 392	△368, 823
合計		2, 258, 037	2, 164, 899	93, 138

負債

④支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金（1年以内返済予定含む）

長期借入金の時価については、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 千円)

		貸借対照表計上額
非上場株式		15, 352

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位 千円)

	1年以内
①現金及び預金	729, 220
②受取手形、売掛金及び電子記録債権	2, 242, 423
合計	2, 971, 643

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位 千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
⑤長期借入金（1年以内返済予定含む）	969, 320	2, 042, 352	33, 992

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、愛知県西尾市今川町、吉良町及び三重県桑名市の地域において、賃貸用建物及び土地を有しております。

(単位 千円)

用途	損益計算書における金額			
	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他損益
賃貸等不動産	48, 540	6, 763	41, 776	—

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 千円)

貸借対照表計上額			決算日に おける時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
13, 156	△869	12, 286	561, 894

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価の算定方法は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づく金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
役員およびその近親者	鳥居祥雄	被所有 (直接) 0.0% (間接) 23.8%	当社 代表取締役	当社銀行借入に対する債務被保証	1,182,667	—	—

(注) 当社は、銀行借入に対して代表取締役鳥居祥雄より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,927円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 57円70銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

中日本铸工株式会社
取締役会御中

かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 稲垣 靖印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 上田勝久印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本铸工株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相當であると認めます。

2019年5月24日

中日本鋳工株式会社 監査役会

常勤監査役	新	井	宗	裕	印
社外監査役	都	築	勝	久	印
社外監査役	岡	田	雅	彦	印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期業績および今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 30円 総額56,747,850円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役の鳥居祥雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて選任をお願いするものであります。また経営体制の一層の強化を図るため新たに1名の増員をするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	とり い よし お 鳥 居 祥 雄 (1949年9月2日)	1979年10月 当社入社 1983年6月 当社常勤監査役 1991年6月 当社取締役購買部長 1997年6月 当社常務取締役総務部長 2001年6月 当社代表取締役社長 (現任)	0百株
2	※ しお ざき とし ひさ 塩 崎 敏 久 (1963年11月28日)	1984年4月 当社入社 2002年4月 当社技術課長 2014年4月 当社営業次長 2016年4月 当社営業部長 2019年6月 当社営業・技術部長 (現任)	一百株

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役の岡田雅彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
おか だ まさ ひこ 岡 田 雅 彦 (1969年9月9日)	1998年11月 税理士登録 1999年1月 岡田税理士事務所入所 2000年7月 同事務所所長 (現任) 2000年9月 行政書士登録 2002年10月 社会福祉法人せんねん村 理事就任 (現任) 2003年6月 当社監査役 (現任)	9百株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 候補者岡田雅彦氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 候補者岡田雅彦氏は、名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 4. (社外監査役候補者の選任理由)

候補者岡田雅彦氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、優れた識見と税理士としての豊富な実務経験を有しております。取締役の業務執行について、適法性および妥当性の監査を客観的な視点から的確に行っていただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって16年となります。

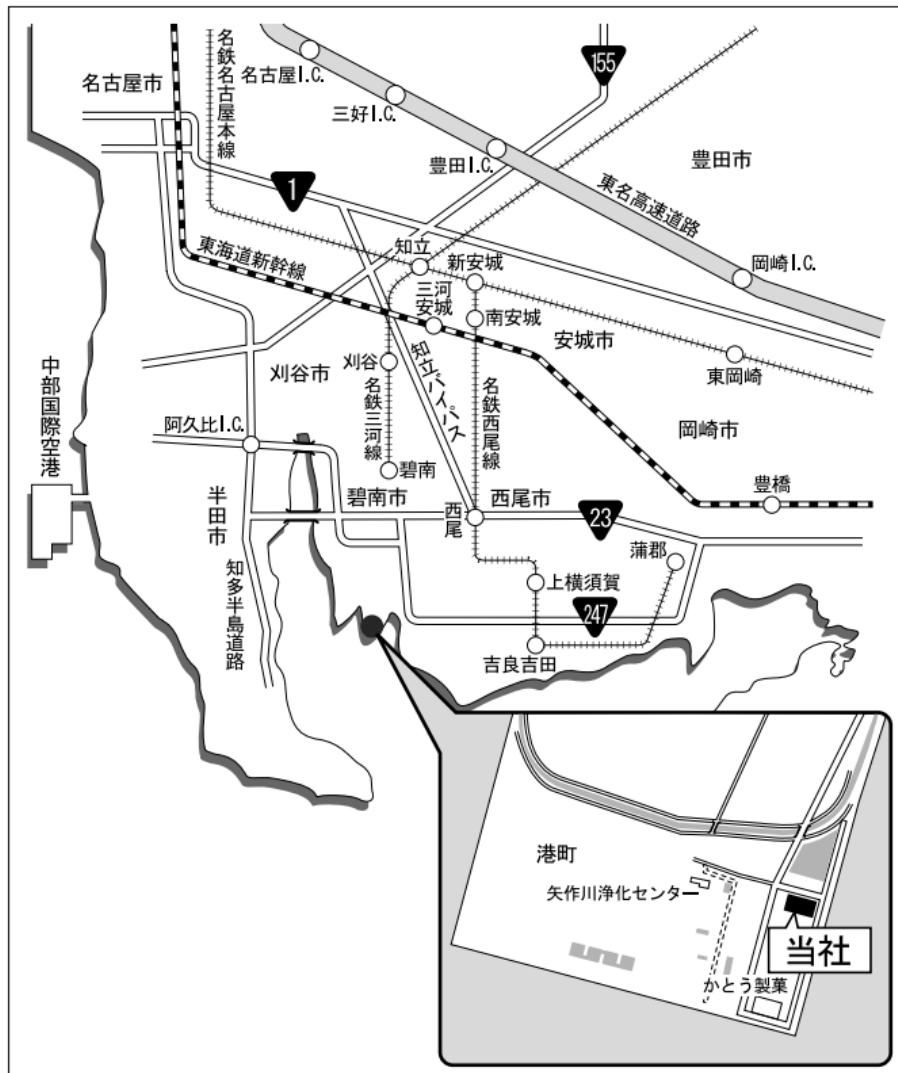
5. 候補者岡田雅彦氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

以上

〈メモ欄〉

株主総会会場のご案内

会 場 愛知県西尾市港町 6 番地 6
当社本社事務所二階会議室



お車でお越しの場合

東名高速「岡崎」インターチェンジより南下
西尾方面へインターチェンジより約70分

交通機関をご利用の場合

名鉄三河線「碧南駅」下車
タクシーで約20分

※なお、当日会場までの交通機関として、名鉄三河線「碧南駅」より、
午前9時30分発の専用マイクロバスを用意しております。